

# 中露・中ソ関係に見る領土紛争の事例研究

石井 明

## はじめに

一九九六年四月、ロシアのエリツィン大統領訪中時に出された中ロ共同宣言には「二一世紀へ向けた戦略的協力のパートナーシップ」というキャッチ・フレーズが使われている。「戦略的協力」とは、西側諸国では通常は敵国に対する軍事協力を含む、と解釈されるが、中国では第三国に対する意図はない、と説明している。一九九四年始め、エリツィンは江沢民国家主席あて書簡で「建設的パートナーシップ」を築くことを提唱し、その後、両国関係を表わすのに、よく「建設的パートナーシップ」という言葉が使われたが、いまや、外部世界に対しては友好度がさらに高まったことをアピールしているのである。

しかし、かつて中ソはイデオロギー的対立、あるいはまた国家間の対立が激化し、国境地帯で戦闘を交えたこともある。今では、中ロ両国の国境はほぼ全面的に開放され、両国間のヒト・モノ・カネ・情報の流れはかつてないほどのテンポで増大している。

本稿は、中露が境界を接するようになって以来の、領土問題・国境問題の推移を概観することを狙っているが、領土問題の存在と国家間の関係の相互作用についても考察することも目的としている。すなわち、領土問題が存在すれば国家間に友好関係が築けない、とは必ずしも言えず、国家関係が悪化すると、領土問題が存在していたことが思い起こされ、領土問題が顕在化してホットなイシューとなり、また、国家関係が修復されると、領土問題をめぐる紛糾は沈静化し、あるいは妥協が成立していくケースがあるのでないか、ということである。

## 一 華夷秩序下の中国の領域

ヨーロッパの貿易勢力が進出する以前の東アジアの国際秩序は華夷秩序と称される。華夷秩序とは要するに、中国の王朝と周辺諸国との間で形成された階層的秩序で、文明の中心国から周辺に経済的、文化的、政治的、軍事的利益が施され、皇帝の威光が四隅を遍く照らし、周辺諸国は朝貢国として朝貢するが、皇帝の影響力は一様ではない。中央からの影響力が強い順に朝貢国が配置され、中心に一番近いところは皇帝と王の間で君臣関係が結ばれ、宗主国と藩属国の関係となる。一番外が建前上は朝貢国とみなされるものの、「互市国」と称される、外交関係はなく、貿易だけが認め

られる地域、すなわちロシアなどヨーロッパの国々である。

こうした華夷秩序の特色は、必ずしも固定され、排外的な求心力をもった関係ではないことであつた（1）。中華文明の及ぶところが中華世界であり、その影響力は中央から離れるにしたがい、次第に薄れていき、中華と非中華の境界が画然としてある、というようなものではなかつた。

中国がヨーロッパ諸国のなかで、最初に外交関係をもつたのはロシアであった。一六八九年、康帝の下で最盛期にあつた清国は、シベリアのアルバジンでの戦いの軍事的優勢を背景にして、ピョートル大帝治下のロシアとの間で、露清間の東部の境界の一部を確定したネルチンスク条約を結んだ。中国が外国と結んだ、最初の対等の条約と言われるが、交渉の経緯をみると、まだ清朝はロシアを対等な存在とみていたとは言えない。その後、最盛期を過ぎた清国は、ロシアとの間で境界の一部を確定する条約を次々に結んでいくが、後に中国側は、一八五八年締結の愛蘭条約以降の国境画定条約は不平等条約で、中国は広大な面積を奪われた、と主張するようになる。

一八八四一八五年には清国は朝鮮半島への進出を図る日本との間で日清戦争を戦う。勝つた日本は一八八五年四月、この戦争の講和条約である下関条約を結ぶが、この条約は第一条で、清国は朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認し、朝鮮国の独立を侵す清国に対する貢献典礼は全廃する、と規定しており、清国朝鮮に対する宗主権は明確に否定された。

日清戦争の敗北により、清国は「唇歯」の関係にあつた朝鮮を失い、藩部そして中国本部自体まで列強の「蚕食」を受けるようになる。林学忠氏の研究によれば、清国の官僚・知識人のなかに、中国が国際社会で生存競争に勝ち残るために、国際法の知識と主権概念が必要不可欠であることを悟り、その普及に努めるものが出てくる（2）。主権と利権を次々に失つていったのは、国際法に対する無知によるもの、と考えたのである。

日清戦争以前は、国際法を単なる交渉の道具や強国の侵略の道具とみなす議論が支配的であったが、その後は、国家間の合意に基づく実定法主義の国際法理解が重視されるようになり、欧米列強との間で結ばれた不平等条約による主権侵害の現状を冷静に受け止め、不平等条約を改正して主権を回復するためには、暴力でなく、国際法に基づくべきであるという認識が一般的となつていった（3）。しかし、清朝政府はヨーロッパ近代国際社会を規律する国際法を、外交交渉における技術的な道具として利用しようと考えたものの、自らが国際法に律せられる対象となるとは考えなかつた。

一九一一年一〇月、中国で辛亥革命がおきる。その直後の同年一一月三〇日、ロシアの支援を受けた外モンゴルが独立を宣言し、宗藩関係が切断される。この外モンゴルの帝号・年号・国号の存廢に関して、一九一四年九月、キャフタで中国、ロシア、外モンゴルの交渉が行なわれたが、中国の全権は、相変わらず華夷秩序論の立場に立ち、宗主権の下、帝号を許さず、さらに年号も取り消し、中華民国の正朔を奉じるよう要求した。ロシア側は帝号は空名であり、宗主権とは関係がない、と反論しており、その後、交渉の場は北京に移り、一九一五年六月七日、中露蒙協約が結ばれた。

この協約第二条には外モンゴルが中国の宗主権を認めること、中国、ロシアは外モンゴルの自治を認め、中国領土の一部であることを認めることが明記されている。外モンゴルの帝号・年号・国号についても中国側の主張が通っている。しかし、これは中国側が「捨実求名」策をとつたためで、

実際には多くの利権を失っており、ロシア側はクーロン（現在のウランバートル）駐在の領事の護衛兵一五〇名を派遣することができるなどの規定が含まれている（中国側はクーロンに二〇〇名派遣できるとされた（4））。

中国を中心とした華夷秩序は、中国の圧倒的に優れた文化と高い生産力に裏打ちされた経済力によってのみ保たれていたわけではない。周辺諸国が華夷秩序を受け入れたのは中国の軍事力に頼ることをメリットと考えたことも大きい。華夷秩序には集団安全保障システムという側面もあり、藩属国が侵略された場合には中国は宗主国として救援に赴くことが期待されていた。しかし、藩属国を守れるかどうかは国力があるかどうかにかかっており、清末以来、中国本部自体、危機に直面しており、そうした力はもちえなくなっていた。加えて、外モンゴルでは民族主義が台頭し、中華帝国の危機に乗じて、ロシアの支援の下に独立を宣言したのである。中国は名目的な宗主権を認めさせることで満足しなければならなかった。

（1）浜下武志『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア』、東京大学出版会、一九九〇年、三二ページ。

（2）林学忠「日清戦争以降中国における国際法の受容過程——特に国際法関係の翻訳と著作をめぐって」『東アジア地域研究』第二号（一九九五年七月）および同「清末新政期における国際法受容の役割」『現代中国』第七〇号（一九九六年七月）参照。

（3）同右。

（4）この中露蒙三方の交渉過程については張啓雄『外蒙主権帰属交渉 一九一一一九一六』、台北：中央研究院近代史研究所、一九九五年に詳しい。

## 二 中華民国期の領土問題——外モンゴル問題を中心に

一九一七年、ロシア革命がおきる。ソビエト政権は中国との関係を調整するため、まず手始めに、列強によるシベリア出兵という状況下で作られた緩衝国、極東共和国（首都チタ）の代表ユーリンを一九二〇年八月、北京に送る。しかし、一九二一年二月、クーロンが白衛軍の残党ウンゲルンに占領される事件がおきる。その後、ソビエト赤軍の支援を受けた外モンゴルの革命軍部隊が同年六月、クーロン攻撃を開始し、七月一日、革命政府を樹立する。この外モンゴル問題のため、ユーリンと中国政府の交渉は進展せず、以後、外モンゴル問題は中ソの国交回復交渉の最大の焦点となっていく。

一九二一年一二月には、ロシア共和国のパイクスを団長とする使節団が派遣される。しかし、その直前の同年一一月五日、モスクワでソ蒙友好条約が結ばれた（1）。外モンゴルの独立を認めたソ蒙条約を中国側は主権侵害とみなして非難し、パイクスも実質的な交渉を進めることができなかつた。続いて、翌一九二二年八月には、ヨッフェが北京に到着するが、中国側は外モンゴルからの撤退要求を出し、ヨッフェはソビエト軍は外モンゴル政府の要請にしたがつて駐屯しているのであると反論している。北京での交渉に成功しなかったヨッフェは南下して、孫文の勢力との接触を図っていく。

ヨッフェに次いで、一九二三年九月、カラハン宣言によりその名が知られていたカラハンが北京に到着した。カラハンは最初は中国側交渉委員王正廷との間で、続いて外交総長顧維鈞との間で交渉を進め、さまざまな曲折はあったが、一九二四年五月三一日、「ソ連邦と中華民国間の諸問題解決のための大綱に関する協定」一五条が調印された（2）。

その第四条は第一項で、ソ連政府は帝政ロシア政府と第三国との間で締結されたいっさいの条約、協定で中国の主権および利益に影響するものは無効であることを宣言する、と規定し、第二項で、両締約国政府は将来いずれの政府も他の締約国の主権または利益を侵害する条約または協定を締結しないことを約束する、と規定している。この文面では、ソビエト政権樹立後、この中ソ協定締結時の間に結ばれたソ蒙条約の扱いがどうなるか、明確ではない。

しかし、外モンゴル問題については、第五条第一項において、ソ連政府は外モンゴルが中華民国の構成部分であることを承認し、かつ外モンゴルにおける中国の主権を尊重する、と規定し、第二項で、ソ連政府はソ連邦軍隊全部の外モンゴルからの撤退に関する問題、すなわち同軍隊撤退の期限および政府の安全のために執るべき措置に関し、本協定第二条に規定する会議において同意が成立するときは、ただちに外モンゴルからソ連邦軍隊全部の完全なる撤退を実行すべきことを宣言する、と規定している。

本協定第二条とは、その第一項において、両締約国政府は協定調印後一ヵ月以内に、諸問題に関する細目の取決めを締結し、かつこれを実施すべき会議を開催することを約す、と規定しており、第二項で、細目の取決めはなるべく速やかにかついかなる場合においても第一項に規定する会議の開会後六ヵ月以内に完了せらるべし、と規定されていた。

しかし、第五条は文面上のソ連側の譲歩にすぎない。ソ連側は外モンゴルにおける中国の主権を認めても、外モンゴルでのソ連の行動が影響を受けないことを承知していた。外モンゴルから軍隊を撤退させる意思もなく、ソ蒙条約を破棄する意思もなかった。

また、この中ソ協定は国境の画定に関しては、第七条において、両締約国は先に記した第二条に規定する会議において、両国の境界をさらに画定すること、ならびに画定に至るまでは現在の境界を維持することを約し、第八条において、両締約国は同じく第二条に規定する会議において、両国国境に共通なる河川、湖水およびその他の水面の航行に関する問題を平等および相互主義の基礎において規定することを約している。

この国境を画定し、新たな協定を結ぶ件については一九二六年、両国は交渉しているが成果を上げることなく終わり、国境問題は中ソ間の懸案として残った。しかし、その後、歴代中華民国政府はこの問題を正式に提起することはなかった。

太平洋戦争の末期、一九四五年三月、ヤルタ会談で、英米ソはソ連の対日参戦への見返りとして、中華民国政府の了承もないまま、旅順の租借の回復を認めるなど中国の主権にかかわる内容を含む密約を結ぶが、そのなかに外モンゴルの現状維持が含まれていた。このヤルタの密約を中国に認めさせる役回りはルーズベルト米大統領が担うこととなった。

同年七月、モスクワでの中ソ友好同盟条約交渉の際、スターリンは日本は二〇一三〇年後必ず再起すると主張し、モンゴルの独立は日本の再起に備えたソ連の国防計画の一部であり、モンゴルが独立しなければ、ソ連は軍隊を進駐させることができない、と述べている<sup>(3)</sup>。ソ連の主張する外モンゴルの現状維持とは、モンゴル人民共和国の独立を意味していたのである。

結局、一九四五年八月一四日に締結された（実際に署名したのは翌一五日であったが）、中ソ友

好同盟条約はその交換公文で、中国は主権をもつと主張してきた外モンゴルについて、国民投票の実施という条件は付けながらも独立を認めたのである。同年一〇月二二日、外モンゴルで国民投票が実施され、圧倒的多数が独立を支持する意思を表明し、翌年一月五日、中国政府はモンゴル人民共和国の独立を承認した。

こうして、もともとの中国とソ連の中部国境の大部分はモンゴル人民共和国とソ連の国境となつた。中国人は中国の本来の領域は桑の葉の形をしていたというが、「蚕食」（外モンゴルの独立を帝政ロシア・ソ連の「蚕食」だけによるものと解釈するのは、モンゴルのナショナリズムを評価しておらず問題があるが）の結果、西北部に大きな穴があいたのである。

ここで、一点、補足しておきたいことがある。一九四四年、中国の新疆地区で東トルキスタン独立運動が再燃し、同年一一月、クルジャ蜂起がおこり、東トルキスタン共和国が樹立された。ソ連はこの、中国のトルコ系住民の独立運動を支援し、クルジャ蜂起の際にはソ連軍は中国領内に進出して、国民政府軍と戦っている<sup>(4)</sup>。この東トルキスタン共和国の独立はむろん中国のトルコ系諸民族のナショナリズムの高揚の結果という意味があるが、それとともに、ソ連の、新疆にも外モンゴルのような衛星国をつくろうとする意思が働いていたことも見逃せない。しかし、ソ連は中国の外モンゴルの独立承認と引き換えに新疆では中国の内政に干渉しないという約束をしている。その結果、迪化（現在のウルムチ）方面に進攻中の東トルキスタン共和国軍はソ連の指示で、攻撃を停止し、以後、東トルキスタン共和国は消滅に向かった。しかし、トルコ系住民の独立運動は現在に至るまでくすぶっており、中国の辺境地区の不安定要因の一つとなっている。

(1) ソ蒙友好条約の邦訳は、坂本是忠『辺疆をめぐる中ソ関係史』、アジア経済研究所、一九七四年、三四一三五ページ参照。

(2) この中ソ協定の邦訳はウェ・ペー・サヴィン著（川田秀雄訳）『近世露満蒙関係史』、福田書房、一九三五年、二九七一三〇一ページ、『中ソ関係史』（第一分冊）、社団法人民主義研究会、一九六二年、一九一一九五ページ参照。

(3) 『中華民国重要史料初編一一対日抗戦時期・第三編・戦時外交録』、台北：中国国民党中央委員会党史委員会、一九八一年、六〇三ページ。

(4) 王 『東トルキスタン共和国研究』、東京大学出版会、一九九六年参照。

### 三 中華人民共和国成立後の領土問題

一九四九年一〇月一日、北京に中華人民共和国が樹立された。新中国はソ連を先頭とする社会主義陣営に「一辺倒」する対外政策をとった。一九五〇年二月一四日、中ソ友好同盟相互援助条約が締結され、中ソ両国は対外的に一枚岩の団結を喧伝した。しかし、実際は緊張をはらんだ同盟で、同条約の調印時、両国は密かに補充協定を結んでいた。

この秘密協定は、「両国の国防利益を保障するため」という名目で結ばれたが、ソ連の極東と中央アジアの諸共和国の領域内および中国の東北と新疆では、外国人に利権を譲渡してはならず、第三国資本あるいはその公民が直接あるいは間接に参加している工業、財政、商業およびその他の企業、機関、会社、団体の活動を許さない、と規定していた。この協定はソ連側が中国側に迫って調印させたもので、「ソ連の極東と中央アジアの諸共和国」を適用範囲に加えたのは対等な条約であることを装うためであり、「中国の東北と新疆」から第三国勢力を排除し、そこをソ連の勢力範囲に組み入れることが狙いであった。中国側は、この自国の主権を損なう協定を結んだことを公

表するのを避けた（1）。

しかし、一九五四年以降、ポスト・スターリン期の指導者は中国との平等の基礎にうえに協力関係を築こうとする。一九五六年四月には、ソ連は中国側の不満を呼んでいたこの補充協定を破棄している。ただ、スターリンの中ソ関係についての不適切な処理の仕方を是正し、スターリン期から残された問題を解決していこうとする時期は長く続かなかった。

一九五〇年代後半から中ソ両共産党間に社会主义革命と社会主义建設の方針、さらには対外政策をめぐり、根本的な食い違いが現われる。中ソ間の対立が深まっていくにつれ、それまで棚上げされてきた国境問題が存在していることが思い起こされていく。一九五九年九月末、フルシチョフ首相が新中国の建国一〇周年を祝うために訪中し、一〇月二日、毛沢東ら中国の指導者と会談した際、中印国境問題に関し中国を非難した。周恩来が反駁して、あなた方も領土問題を適切に処理してこなかった、と述べ、中ソ間に未解決の領土の帰属問題があることを示唆した。これは「中ソ蜜月」以来、中ソ両国の指導者の間で交わされた最も激しい非難の応酬であった。こうして、領土問題が中ソ関係の議事日程にのるようになったのである（2）。

一九六二年四月には新疆のイリ、塔城地区で数万の少数民族がソ連領内に逃亡する事件がおき、中ソ国境地区的安寧はもはや存在しなくなつた（3）。一九六三年三月八日付け『人民日報』社説「アメリカ共産党の声明を評す」は、愛条約（一八五八年）、一九六〇年（北京条約）、イリ条約（一八八一年）が旧中国政府を脅迫して結ばせた不平等条約であると指摘し、同年九月二七日には中国外交部がソ連政府に覚書を送り、正式に不平等条約問題を提起した。こうして、領土問題が正式に中ソ両国の外交のテーブルの上に乗ったのである。

中ソ間の国境交渉は一九六四年二月から八月にかけて北京で開かれた。中国側は帝政ロシアが清朝に迫って結んだ条約は不平等条約であることを認めるよう要求したが、ソ連側は拒否し、結局、交渉は妥結に至らなかつた。

しかし、国境線、特に東北国境の国境線については、この一九六四年の北京での交渉でかなりまとまっていたのである。後述の珍宝島事件の直後の一九六九年五月二四日付け中国政府声明は、一九六四年の国境交渉の際、ソ連側代表がウスリー江のなかの境界と島の帰属は、主要航路の中心線によって決めなければならない、ということに賛成せざるをえなかつた、と述べている（4）。この考え方に入ると、中国側の岸に近い珍宝島は中国領となる。

フルシチョフの回想もこの主張を裏付けており、次のように記されている。「彼らはソビエト側より中国側により近い国境の川のなかの島々への権利を強く主張した。彼らは境界線の引き直しを提案した。……それは中国側の岸に沿って引かれるのではなく、川の中央に引かれるものだった。この提案は国際慣例として行なわれているものなので、川のなかの島々のほとんどを放棄することになるが、われわれは同意した（5）」。

しかし、フルシチョフは「一つの問題が未解決のまま残された。中国側はアムール川の航行権を要求した。これはハバロフスクの城壁までたどり着くのを許すことになる（6）」と指摘している。具体的には、黒龍江（アムール川）とウスリー江の合流点近くに位置し、ソ連極東軍管区司令部の

所在地ハバロフスクにきわめて近い黒瞎子島（ヘイシャーズ島）の領有問題をめぐって折り合いがなかなかつたのである。ソ連側はハバロフスクの防衛上の理由で、川の主要航路の中心線よりも中国側にある黒瞎子島（面積約三〇〇平方キロメートル、淡路島の面積の半分）の領有権を中国側に渡すことを拒み、そのため、一九六四年の国境交渉は決裂してしまった。

この間、ソ連側は一九六三年七月にはモンゴル人民共和国との間で、モンゴルが南部境界の防備を強化するのを援助する協定を結び、一九六六年一月には、軍事同盟条約である友好協力相互援助条約を結んだ。首都北京から数百キロしか離れていないところにソ連軍が駐屯するようになり、中国はいっそう、ソ連の軍事的脅威を感じるようになった。

- (1) 石井明「毛沢東の外交スタイルについての一考察—スターリン批判と中ソ対立」、岡部達味編著『グレーター・チャイナの政治変容』、勁草書房、一九九五年、一五八ページ。
- (2) 李丹慧「一九六九年中蘇辺境衝突：縁起和結果」『当代中国史研究』一九九六年第三期（一九九六年五月）、四二ページ。
- (3) 石井明「一九八〇年代のソ連・新疆関係——敵対から関係修復へ」、東京大学教養学部『外国語科紀要』第三四巻第五号（一九八七年三月）所収、参照。
- (4) 外務省調査部編『中ソ国境問題資料集』、中ソ問題研究会、一九七四年、一八八—一八九ページ。
- (5) Khrushchev Remembers: The Last Testament, translated and edited by Strobe Talbott, Little Brown and Company, Inc., 1974, p. 287 (邦訳=佐藤亮一訳『フルシチョフ最後の遺言』上巻、河出書房新社、一九七五年、二九九ページ)。
- (6) 同右、邦訳二九九ページ。

#### 四 国境紛争のピーク——珍宝島事件

一九六六年、中国で文化大革命が始まり、中ソ対立はいっそう、激化していった。一九六八年八月、ソ連を始めとするワルシャワ条約機構の五ヵ国の軍隊がチェコスロバキアの自由化を抑えるため、プラハに進駐した。社会主义共同体の利益が脅かされているとき、社会主义国への軍事介入が許されるという制限主権論（ブレジネフ・ドクトリン）を振りかざしてチェコへの進駐を正当化するソ連の姿勢をみて、中国は対ソ警戒心を強めていった。

一九六八年から中ソ東部国境のウスリー江で、両国の国境守備軍の紛争が次々におきるようになる。その焦点となったのが川中島の珍宝島と、その北方にあつた七里沁島であった。同年一月には七里沁島で、装甲車を動員したソ連軍对中国の辺境住民四名が殺害される事件がおき、緊張が高まっていた。そして、一九六九年三月二日、一五日、珍宝島で国境守備軍が衝突した。珍宝島（ロシア名、ダマンスキ島）は面積〇・七四平方キロメートル。一一月から翌年四月頃までウスリー江は凍結する。したがって、両軍兵士は零下四〇度もの厳寒のなかで戦った（1）。

この戦闘は両国国境守備軍が遭遇した偶発的な衝突事件ではない。中国側の研究によれば、一九六八年始めから一九六九年始めにかけて、中国の国境守備軍は中共中央、中央軍事委員会の衝突のレベルについての厳格なコントロールと調整の下で、ソ連側が引き起こした一連の事件に対して節度ある対応をして、終始、耐え忍び、自己抑制の態度をとってきたが、一九六九年一月二五日、黒龍江省軍区が珍宝島地区で反干渉闘争をおこす方策を提起した、というのである（2）。それによると三個中隊程度の兵力を動員し、一部の兵力は島に潜伏させ、珍宝島の近くの公司という国境検査所に指揮所を置く、というものであった。この案に 陽軍区が基本的に同意し、二月一九日、総参謀部、外交部が同意する。総参謀部は、 陽軍区と黒龍江省軍区への返電のなかで、重点を選び、

あらかじめ準備をして断固として自衛反撃し、速戦速決でごたごたをおこさないようにするよう要求した。中共中央は珍宝島を選んで、自衛反撃の重点とすることに同意した。こうして、二月末には中国側は珍宝島地区で自衛反撃を行なううえで綿密な配置を終えていたのである（3）。

三月二日の戦闘では中国側はソ連のパトロール隊二隊をほぼ殲滅する。そして、四日から一二日にかけての一〇日たらずの間で、「中国の領土珍宝島を侵犯した」ソ連修正主義に反対するデモが全国で行なわれ、四億人以上が参加した、と報じられた（4）。当時は文化大革命を総括し、軍の指導者林彪を毛沢東の後継者とする指導体制を確立することを目指す中国共産党第九回大会の直前であった。中国指導部が文化大革命による国内の混乱を収拾し、国論の一致を図るために、珍宝島での限定的な戦闘にゴー・サインを出していたと考えられる。ソ連側はウスリー江の中国側の岸が国境である、と主張していたが、中国側は、国際法によれば川の主要航路の中心線が国境になるべきであり、主要航路は珍宝島とソ連側の岸の間に引かれるから、珍宝島は当然、中国に帰属する、と主張していた。珍宝島が中国領であることを強く主張できる地点であったことも、「自衛反撃戦」の場所として選択した理由の一つであったと考えられる。

しかし、一五日未明、態勢を整えたソ連軍が反撃した。三月一五日付けの中国外交部の中国駐在ソ連大使館あての覚書は、ソ連軍が多数の装甲車、戦車、武装部隊をくりだして、ふたたび珍宝島に侵入した、と非難している（5）。三月二日の戦闘についての中国側報道は、ソ連軍が戦車を動員したとは伝えておらず、一五日に至ってソ連国境守備軍は本格的な反撃を行なったのである。

同年八月には新疆でも国境守備軍の衝突がおきたが、ベトナムのホー・チ・ミンの葬儀参列後、コスイギン首相が北京空港に立ち寄り、周恩来首相と空港で会談し、国境会談再開などの点で合意し、中ソ戦争の危機は一応、脱することができた。

（1） 珍宝島事件の戦闘経過については石井明「珍宝島事件に関する一考察」、衛藤 吉先生古希記念論文集編集委員会編『二〇世紀アジアの国際関係』第一巻『中国の社会と国際関係』、原書房、一九九五年所収、参照。筆者は一九九六年八月、珍宝島地区に赴いた。ウスリー江が増水し、まだ地雷も撤去していないという理由で珍宝島には上陸できなかつたが、中国側の岸辺の制高地点「二〇九高地」（人民解放軍が現在も駐屯している）に登り、眼下に珍宝島を見下ろすことはできた。その時の考察については「最近の中日関係と経済往来・国境貿易の現状」『日中経協ジャーナル』第三六号（一九九六年九月）参照。

（2） 李丹慧、前掲論文、四六ページ。

（3） 李丹慧、前掲論文、四七ページ。

（4） 『人民日報』一九六九年三月一三日。

（5） 外務省調査部編『中ソ国境問題資料集』、一一四ページ。

## 五 中ソ国境交渉の再開へ

一九六九年九月の周恩来・コスイギン会談を経て、同年一〇月に始まった中ソ国境交渉は、以後、断続的に一九七八年まで続いたが、なんらの成果も上げることができず、中断してしまった。

当時の中国の対外戦略は「一条線・一大片」という発想に基づいて組み立てられていた。すなわち、緯度がおおむね同じである米国、日本、中国、パキスタン、イラン、トルコ、欧州を結ぶ戦略線（一本線）を引くとともに、この戦略線以外の国々（大きな塊）と団結して、「主要敵」ソ連に立ち向かう、という戦略であった。

中国は国境問題解決を中ソ関係正常化のための最優先課題である、と執拗に要求しており、一九七八年二月二六日、華国鋒主席（当時）は第五期全国人民代表大会（全人代）第二回会議での政府

活動報告でも、中ソの国家関係改善のため、次の二点を要求していた。

なによりもまず、一九六九年の中ソ両国総理間の了解事項にしたがって、境界線の現状維持、武力衝突の防止、係争地区からの双方武装力の引き離しについての取決めに調印したうえで、境界問題解決の交渉に入るべきである。

モンゴル人民共和国と中ソ境界地帯から軍隊を撤退させ、一九六〇年代初期の状態に戻すべきである。

国境交渉は、中国側がソ連に、双方が領有権を主張する「係争地区」の存在を認めるよう要求したのに対し、ソ連側が「係争地区」の存在自体を否定し続けたため、暗礁に乗り上げていたのである。

しかし、一九八〇年代に入ると、中国は対外戦略を見直しを始める。その結果、一九八二年九月の中国共産党第一回大会で打ち出されたのが、「独立自主の対外政策」である。そこでは、いかなる大国あるいは大国ブロックにも依存するつもりがないこと、平和五原則が、社会主義国を含め、すべての国との関係に適用されることが強調されていた。この対外戦略の転換により、中国は米国、日本など西側諸国との関係を維持・発展させつつ、ソ連とも関係改善を進めることができたようになつた。

この第一回大会の政治報告で、胡耀邦総書記は、アジアの平和と安全に対する重大な脅威となつてゐるソ連の覇権主義政策について、次の三項目を挙げている。

ここ二〇年近く、ソ連は中ソ国境と中蒙国境にずっと大軍を集結させてきた。

ソ連はベトナムを支持して、カンボジアを侵略・占領させ、インドシナと東南アジアで拡張を行なわせ、中国の国境地帯で絶えず挑発を行なわせてきた。

ソ連は中国の隣国アフガニスタンを武力侵略した。

そのうえで、胡耀邦はソ連が中国の安全への脅威を取り除く実際的措置をとるなら、中ソ関係は正常化に向かう可能性がある、と指摘した。これが、いわゆる三大障害の除去要求であるが、この要求の提起は、一面、中国側が国境問題解決要求の優先順位を下げたことを意味しており、以後、両国は領土をめぐる不毛な応酬から解放されて、国家関係の改善に取り組めるようになる（1）。その後、両国は外務次官級協議の場で国家関係の改善について協議していく。

一方、ソ連側では、同じ一九八二年一一月のソ連邦最高会議で、「ソ連邦国境に関する法律」（新国境法）が承認されているが、その第三条（ソ連邦国境の画定）は、航行可能な河川においては、河川の主要航路の中央に沿つて国境を定めることを規定していた（2）。ソ連は、河川の主要航路の中心線に沿つて国境を定める、という国際法の原則を一般論としては受け入れたのである。

その後、一九八六年七月二八日、ゴルバチョフ共産党書記長（当時）がウラジオストク市で行なわれた同市へのレーニン勲章授与式典での演説のなかで、「遠くない将来、われわれを隔てている（結び付けていいると言いたい）国境が平和と友好の地帯となることをわれわれは期待している」、「公式に国境は主要航路を通ることになろう」と述べ、ソ連側から国境問題解決のためのイニシアティブをとった。その結果、一九八六年一〇月の第九回国外務次官級協議の際、一九八七年二月にモ

スクワで外務次官級の国境交渉を再開し、交渉を両国の首都で交互に行なうことで合意に達した。

再開された中ソ国境交渉は実際に、一九八七年二月、モスクワで行なわれ、中ソ国境の東区間から始めて国境全線にわたって討議することを決めた。

(1) 石井明「一九八〇年代の中ソ政治関係——改善の歩み」、山極晃・毛里和子編『現代中国とソ連』、日本国際問題研究所、一九八七年所収、参照。

(2) 「ソ連邦国境に関する法律」の全文の邦訳は『ソ連月報』第四七四号（一九八二年一二月号）に掲載されている。

## 六 「平和と善隣の国境」へ

中ソ間の国家関係・共産党間の関係は一九八九年五月のゴルバチョフ訪中の際の中ソ首脳会談の際、正常化されたことが確認された。関係正常化を受け、国境交渉も進捗し、約四一八〇キロメートルにおよぶ東部国境については一九九一年五月一六日、国境協定が結ばれた。西部国境については一九九四年五月一六日、モスクワで仮調印され、同年九月三日、江沢民訪ソの際、正式調印された(1)。

西部国境自体は、中央アジアの諸共和国の独立後は五四キロメートルにすぎないが、同日夜の江沢民主主席歓迎宴で、エリツィンは西部国境協定の調印に触れた際、歴史的意義を強調し、中ロ関係史上、初めて法的な形でほとんどすべての両国の境界を画定した、と指摘した。「ほとんどすべて」ということは両国間に若干の係争地があるということを意味している。しかし、両国間で帰属が合意されていないのは、東部国境区域の、前出の黒瞎子島を含む三つの島にすぎない。ロシア側が実効支配している、これらの島の帰属問題を棚上げすることは、中国側も認めており、若干の問題が残されているということよりも、問題の九九パーセントが片づいたということのほうを評価すべきだろう。

なお、中央アジアのカザフスタンと中国の国境協定は一九九四年四月二六日、アルマトイで調印されている。中国・カザフスタンの国境線は一七〇〇キロメートル余りに達する。さらに、キルギスタンと中国の国境協定は一九九六年七月四日にビシケクで調印された。中国・キルギスタンの国境線は一〇〇〇キロメートル余りある。

前述のとおり、国境画定は一九二四年五月の中華民国政府とソ連政府の間の国交樹立以来の未解決の課題であったが、当時から数えれば七〇年近くかけてようやく解決にこぎつけたことになる。

また、一九九四年七月一二日には両国国防相が国境での偶発的軍事行動を防止する協定に調印しており、同年九月三日には江沢民・エリツィン両氏は武力不行使、特に核兵器の先制不使用の義務を重ねて表明し、双方が戦略核兵器の照準を相手国から外すとの共同声明を出している。両軍が核ミサイルを配備して対峙する、という一九六〇年代からの状況は基本的に去った、とみてよいであろう。中ソ対決の時代を経て、ようやく中ロ国境が「平和と善隣の国境」となりうる条件ができた、と評価しうるであろう。

ただ、国境問題について、ロシア側が譲歩する形で国境協定が結ばれたことに対する、ロシア極東部の沿海地方で地方議会・住民の不満が聞かれることも事実である。一九九六年四月五日、ロシア側のロシア国境画定委員会委員長のロゾフ少将が、ロシア領土數ヶ所の中国への割譲に反対して、辞職したのはその一例である(2)。ロゾフ少将を国境画定委員会委員長に送り込んでいる極東地方

は、同地方の領土約一五〇〇ヘクタールが割譲されるとして以前から反発していた。ロシア政府は国境問題についての沿海地方の不満を抑え込んでいるが、近年、ロシア社会に浸透しつつある愛国主義運動と結びつくと、中ロ間の摩擦要因となる可能性がある。

- (1) 一九九〇年代の中ロ関係の展開については『中ロ関係記事（一九九一年—一九九五年）』、北海道大学スラブ研究センター、一九九六年四月が詳しい。
- (2) 『朝日新聞』一九九六年四月六日。